

福崎町建設工事入札参加者選定要綱

平成13年5月1日告示第82号

改正

平成14年7月8日告示第72号
平成15年1月22日告示第5号
平成16年1月22日告示第4号
平成17年6月3日告示第67号
平成19年5月16日告示第114号
平成21年6月26日告示第116号
平成22年2月3日告示第9号
平成24年3月5日告示第30-2号

福崎町建設工事入札参加者選定要綱

第1章 総則

(目的)

第1条 競争入札に参加しようとする者(以下「入札参加資格者」という。)の資格審査、資格格付、指名基準等については、福崎町財務規則(昭和58年規則第4号。)及び競争入札に参加する者に必要な資格等に関する規程(昭和47年福崎町告示第19の2号。以下「規程」という。)等に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(適用範囲)

第2条 この要綱は、町が発注する土木工事及び建築工事等(以下「工事」という。)に適用する。

(資格審査及び資格格付事務)

第3条 入札参加資格者の資格審査及び資格格付に関する事務は、管財担当課が行うものとする。

第2章 資格審査及び資格格付

(資格審査)

第4条 入札参加資格者の資格審査は、次の事項について行う。

- (1) 建設業法第3条第1項に規定する建設業の許可の有無
- (2) 建設業法第27条の23第3項の規定により国土交通大臣が定める審査の項目

(格付等級)

第5条 土木、建築、アスファルト舗装、管及び電気の各工事についての入札参加資格者は、建設業法第27条の29の規定に基づく総合評定値(経営状況分析の結果に係る数値を用いて国土交通省令で定めるところにより算出した客観的事項の全体について総合的な評定結果に係る数値をいう。以下同じ。)でもって、別表第1の格付換算表により格付点数を付して規程第2条に規定する等級区分に格付(以下「格付等級」という。)する。

2 次の各号に該当する場合は、1号につき8点の主観数値を前項の総合評定値に加算するものとする。

- (1) 障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和35年法律第123号)第43条第7項の規定により身体障害者若しくは知的障害者の雇用に係る厚生労働大臣への報告義務を有し、かつ同法第1項に規定する数以上の障害者を雇用している旨を別途定める福崎町建設工事等入札参加資格審査申請要領(以下「申請要領」という。)に基づき申請した場合又は同法に基づく報告義務のない者で身体障害者若しくは知的障害者の雇用している旨を別

途定める申請要領に基づき申請した場合

(2) 入札参加資格審査申請において登録を希望する本店及び契約権限を有する支店等営業所が、JISQ9001:2000 (ISO9001:2000) を財団法人日本適合性認定協会(以下「JAB」という。)又はJABと相互認証している認定機関に認定されている審査登録機関から認証されていることが確認できる書類を別途定める申請要領に基づき申請した場合

(3) 入札参加資格審査申請において登録を希望する本店及び契約権限を有する支店等営業所が、JISQ14001:2004 (ISO14001:2004) をJAB又はJABと相互認証している認定機関に認定されている審査登録機関から認証されていることが確認できる書類を別途定める申請要領に基づき申請した場合

(発注対応工事金額)

第6条 規程第2条に規定する格付等級に対応する工事の契約予定金額の範囲(以下「発注対応工事金額」という。)は別表第2のとおりとする。

- 2 町内に本店を有する者(以下「町内業者」という。)については、別表第2の「町内業者の下位特例範囲」の工事に参加させることができる。
- 3 町内業者で別表第1の格付換算表の格付点数が50点以上の者については、別表第2の「町内業者の上位特例範囲」の工事に参加させることができる。
- 4 入札参加資格者について格付をしない工事にあつては、総合評定値をもって格付等級に代えるものとし、発注対応工事金額の範囲は特に定めない。

(特別共同企業体)

第6条の2 特別共同企業体(工事ごとに結成される共同企業体)の入札参加資格者に必要な資格については、福崎町建設工事に係る特別共同企業体取扱要綱に定めるほか、工事ごとにその都度定めるものとする。

第3章 指名基準

(指名要素)

第7条 入札に参加させる者(以下「入札参加者」という。)の指名に当たっては、次に掲げる指名要素を考慮し、競争の本旨に基づき適正かつ公平に資格者名簿の中から選定しなければならない。

(1) 入札参加資格

- ア 規程第2条に基づく資格を有すること。
- イ 建設業法第28条に基づく営業の停止処分期間中の者ではないこと。
- ウ 入札参加資格制限基準(昭和47年福崎町告示第19の3号)の規定に基づく入札に参加させることができない者又は入札参加資格を制限すべき者でないこと。
- エ 指名停止基準(平成6年福崎町告示第55号)に基づく指名停止期間中の者でないこと。

(2) 当該工事に対する地域の妥当性

- ア 地域の区分に基づく業者の区分は次の から のとおりとし、妥当性のある地域の区分を選定するものとする。

町内業者

町内に支店等(ただし、契約権限を有する者に限る。以下同じ。)を有し、町内業者に準じると扱うのが適当であると判断し町が指定した業者(準町内業者)

郡内に本店または支店等を有する業者(郡内業者)

中播磨管内に本店又は支店等を有する業者（中播磨業者）
西播磨地域内に本店又は支店等を有する業者（西播磨業者）
東播磨地域内に本店又は支店等を有する業者（東播磨業者）
神戸市内に本店又は支店等を有する業者（神戸市内業者）
但馬・丹波地域内に本店又は支店等を有する業者（但馬・丹波業者）
阪神・淡路地域内に本店又は支店等を有する業者（阪神・淡路業者）
大阪府内に本店又は支店等を有する業者（大阪府内業者）
岡山県内に本店又は支店等を有する業者（岡山県内業者）
その他の業者

- イ 中小建設業の育成、地域の産業振興及び雇用促進に資するため町内業者等で施工が可能な工事にあつては、極力町内業者等に受注機会の確保を図るよう考慮するものとする。
- (3) 当該工事に対する技術的適正
- ア 当該工事を施工するに必要な主任技術者又は監理技術者の有資格技術職員を有していること。
- イ 当該工事業種について相当の平均工事高及び技術者を備えていること。
- ウ 当該工事と同種工事について相当の施工実績があること。
- (4) 町工事の工事成績
- ア 町工事の平均工事成績が75点以上である者は優先して受注機会の確保を図るよう考慮することができる。
- イ 町工事の平均工事成績が65点未満である者は指名しないことができる。
- ウ 町発注工事に係る施工管理が不適切な者は指名しないことができる。
- (5) 手持工事の状況
- ア 工事の手持状況からみて当該工事を施工する能力がないと判断する場合は指名しないことができる。
- (6) 経営内容及び信用度の状況
- ア 金融機関からの取引停止に至らないが、経営状況が客観的に不健全であると認められる者は指名しないことができる。
- (7) 反社会的な行為又は不誠実な行為の有無
- ア 建設工事請負契約書に基づく措置請求に請負者が従わないこと等請負契約の履行が不誠実である者は指名しないことができる。
- イ 一括請負、下請代金の支払遅延、特定資材等の購入強制等について関係行政機関等からの情報により請負者としての下請契約関係が不適切である者は指名しないことができる。
- ウ 入札参加資格制限及び指名停止に該当しない者にあつても、著しく社会的信用を失墜させ、又は誠実性に欠ける行為を行った者は指名しないことができる。
- (8) 安全管理及び労働福祉の状況
- ア 町発注工事について、過去2年間に死亡者の発生又は休業8日以上を負傷者の発生がある等安全管理に問題がある者は指名しないことができる。
- イ 建設業退職金共済組合又は中小企業退職金共済事業団との退職金共済契約締結状況及び建設業厚生年金基金又は建設業労働災害補償共済制度に加入していない者は指名しないことができる。

(入札参加者数)

第8条 入札参加者の指名にあたっては、資格者名簿に登載された者の中から発注工事1件について、次に掲げる工事規模の区分に応じて概ね次のとおりとする。

- (1) 20,000千円未満 6人
- (2) 20,000千円以上60,000千円未満 8人
- (3) 60,000千円以上200,000千円未満 12人
- (4) 200,000千円以上 15人

2 建築工事にあつては、前項各号の規定は適用しないこととし、次に掲げる工事規模の区分に応じて概ね次のとおりとする。

- (1) 40,000千円未満 6人
- (2) 40,000千円以上120,000千円未満 8人
- (3) 120,000千円以上400,000千円未満 12人
- (4) 400,000千円以上 15人

3 前条に基づく選定を行い第1項又は第2項の数を大きく超えている場合は、抽選によることができる。ただし、抽選は公開とする。

4 福崎町建設工事等入札参加者審査会が特に必要と認める場合は、第1項または第2項の各号の数の最大5人まで追加することができる。ただし、10,000千円未満の工事にあつては、福崎町建設工事等入札参加者審査会補助会議の審議により、第1項第1号及び第2項第1号の数の最大5人まで追加することができるものとする。

5 受注機会の確保を図るため、標準範囲で入札参加者の上限に余裕のある場合、当該年度の受注実績や選定時の受注状況等を考慮したうえで、緊急指定業者、準町内業者、町内業者下位特例、町内業者上位特例の中から選定することができる。

(指名の特例)

第9条 災害復旧工事、補修工事等で急施を要するなど特に必要と認められるものについては、等級外の入札参加資格者の中から指名することができる。

2 特殊な工事で資格者名簿の区分により難しい工事の入札参加者の指名にあたっては、入札参加資格者の中から、特殊な工事に対応できる技術力及び信用力のある者を選定する。

3 町内業者のうち急施を要する場合に対応する能力を有すると判断し町が指定した業者(緊急指定業者)にあつては、町内業者の下位特例範囲及び上位特例範囲の工事に参加させることができる。

4 手持工事が当該工事の隣接・近接工事である業者にあつては、当該等級及び下位の等級の工事に優先して受注機会の確保を図るよう考慮することができる。

5 第1項から第4項に掲げるものの他、福崎町建設工事等入札参加者審査会が特に必要と認める場合は、この限りでない。

第4章 雑則

(随意契約による見積参加者の選定)

第10条 随意契約による場合の見積参加者の選定は、原則としてこの要綱の規定を準用する。

(閲覧)

第11条 管財担当課長は、関係行政機関等から入札参加者の選定に当たり入札参加資格審査申請関係書類の閲覧の申出があつたときは、これを閲覧させるものとする。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則（平成14年7月8日告示第72号）
この要綱は、公布の日から施行し、平成14年7月1日から適用する。

附 則（平成15年1月22日告示第5号）
この要綱は、平成15年7月1日から施行する。

附 則（平成16年1月22日告示第4号）
この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成17年6月3日告示第67号）
この要綱は、平成17年7月1日から施行する。

附 則（平成19年5月16日告示第114号）
この要綱は、平成19年7月1日から施行する。

附 則（平成21年6月26日告示第116号）
この要綱は、平成21年7月1日から施行する。

附 則（平成22年2月3日告示第9号）
この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成24年3月5日告示第30-2号）
この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

別表第1 格付換算表（一般土木工事）

等級 格付点数	A	B	C	D	E
95	1677～	967～974	824～829	726～729	650～659
90	1638～1676	959～966	818～823	722～725	640～649
85	1599～1637	951～958	812～817	718～721	630～639
80	1560～1598	943～950	806～811	714～717	620～629
75	1521～1559	935～942	800～805	710～713	610～619
70	1482～1520	927～934	795～799	706～709	600～609
65	1443～1481	919～926	790～794	702～705	590～599
60	1404～1442	911～918	785～789	698～701	580～589
55	1365～1403	903～910	780～784	694～697	570～579
50	1326～1364	895～902	775～779	690～693	560～569
45	1287～1325	887～894	770～774	686～689	550～559
40	1248～1286	879～886	765～769	682～685	540～549
35	1209～1247	872～878	760～764	678～681	530～539
30	1170～1208	865～871	755～759	675～677	520～529
25	1131～1169	858～864	750～754	672～674	510～519
20	1092～1130	851～857	745～749	669～671	500～509
15	1053～1091	844～850	740～744	666～668	490～499
10	1014～1052	837～843	735～739	663～665	480～489
5	975～1013	830～836	730～734	660～662	～479

別表第1 格付換算表（建築一式工事）

等級 格付点数	A	B	C	D	E
------------	---	---	---	---	---

95	1693 ~	950 ~ 954	854 ~ 859	745 ~ 749	650 ~ 659
90	1652 ~ 1692	945 ~ 949	848 ~ 853	740 ~ 744	640 ~ 649
85	1611 ~ 1651	940 ~ 944	842 ~ 847	735 ~ 739	630 ~ 639
80	1570 ~ 1610	935 ~ 939	836 ~ 841	730 ~ 734	620 ~ 629
75	1529 ~ 1569	930 ~ 934	830 ~ 835	725 ~ 729	610 ~ 619
70	1488 ~ 1528	925 ~ 929	824 ~ 829	720 ~ 724	600 ~ 609
65	1447 ~ 1487	920 ~ 924	818 ~ 823	715 ~ 719	590 ~ 599
60	1406 ~ 1446	915 ~ 919	812 ~ 817	710 ~ 714	580 ~ 589
55	1365 ~ 1405	910 ~ 914	806 ~ 811	705 ~ 709	570 ~ 579
50	1324 ~ 1364	905 ~ 909	800 ~ 805	700 ~ 704	560 ~ 569
45	1283 ~ 1323	900 ~ 904	794 ~ 799	695 ~ 699	550 ~ 559
40	1242 ~ 1282	895 ~ 899	788 ~ 793	690 ~ 694	540 ~ 549
35	1201 ~ 1241	890 ~ 894	782 ~ 787	685 ~ 689	530 ~ 539
30	1160 ~ 1200	885 ~ 889	776 ~ 781	680 ~ 684	520 ~ 529
25	1119 ~ 1159	880 ~ 884	770 ~ 775	676 ~ 679	510 ~ 519
20	1078 ~ 1118	875 ~ 879	765 ~ 769	672 ~ 675	500 ~ 509
15	1037 ~ 1077	870 ~ 874	760 ~ 764	668 ~ 671	490 ~ 499
10	996 ~ 1036	865 ~ 869	755 ~ 759	664 ~ 667	480 ~ 489
5	955 ~ 995	860 ~ 864	750 ~ 754	660 ~ 663	~ 479

別表第1 格付換算表（アスファルト舗装工事）

等級 格付点数	A	B	C
95	1624 ~	878 ~ 885	704 ~ 715
90	1583 ~ 1623	869 ~ 877	692 ~ 703
85	1542 ~ 1582	860 ~ 868	680 ~ 691
80	1501 ~ 1541	851 ~ 859	668 ~ 679
75	1460 ~ 1500	842 ~ 850	656 ~ 667
70	1419 ~ 1459	833 ~ 841	644 ~ 655
65	1378 ~ 1418	824 ~ 832	632 ~ 643
60	1337 ~ 1377	815 ~ 823	620 ~ 631
55	1296 ~ 1336	806 ~ 814	608 ~ 619
50	1255 ~ 1295	797 ~ 805	596 ~ 607
45	1214 ~ 1254	788 ~ 796	584 ~ 595
40	1173 ~ 1213	779 ~ 787	572 ~ 583
35	1132 ~ 1172	770 ~ 778	560 ~ 571
30	1091 ~ 1131	761 ~ 769	548 ~ 559
25	1050 ~ 1090	752 ~ 760	536 ~ 547
20	1009 ~ 1049	743 ~ 751	524 ~ 535
15	968 ~ 1008	734 ~ 742	512 ~ 523
10	927 ~ 967	725 ~ 733	500 ~ 511

5	886 ~ 926	716 ~ 724	~ 499
---	-----------	-----------	-------

別表第1 格付換算表（電気工事・管工事）

等級 格付点数	A	B	C
95	1683 ~	755 ~ 764	585 ~ 589
90	1632 ~ 1682	745 ~ 754	580 ~ 584
85	1581 ~ 1631	735 ~ 744	575 ~ 579
80	1530 ~ 1580	725 ~ 734	570 ~ 574
75	1479 ~ 1529	716 ~ 724	565 ~ 569
70	1428 ~ 1478	707 ~ 715	560 ~ 564
65	1377 ~ 1427	698 ~ 706	555 ~ 559
60	1326 ~ 1376	689 ~ 697	550 ~ 554
55	1275 ~ 1325	680 ~ 688	545 ~ 549
50	1224 ~ 1274	671 ~ 679	540 ~ 544
45	1173 ~ 1223	662 ~ 670	535 ~ 539
40	1122 ~ 1172	653 ~ 661	530 ~ 534
35	1071 ~ 1121	644 ~ 652	525 ~ 529
30	1020 ~ 1070	635 ~ 643	520 ~ 524
25	969 ~ 1019	626 ~ 634	515 ~ 519
20	918 ~ 968	617 ~ 625	510 ~ 514
15	867 ~ 917	608 ~ 616	505 ~ 509
10	816 ~ 866	599 ~ 607	500 ~ 504
5	765 ~ 815	590 ~ 598	~ 499

別表第2

格付等級及び発注対応工事金額範囲（単位：千円）

区分	等級	発注対応金額						
		標準範囲		町内業者の下位特例範囲		町内業者の上位特例範囲		
一般土木工事	A	200,000以上		30,000以上	200,000未満			
	B	30,000以上	200,000未満	7,000以上	30,000未満	200,000以上	300,000未満	
	C	7,000以上	60,000未満	1,000以上	7,000未満	60,000以上	90,000未満	
	D	3,000以上	45,000未満		3,000未満	45,000以上	60,000未満	
	E		7,000未満			7,000以上	30,000未満	
舗装工事	A	20,000以上		20,000未満				
	B	60,000未満		60,000以上				90,000未満
	C	10,000未満		10,000以上				20,000未満
建築工事	A	300,000以上		200,000以上	300,000未満			
	B	200,000以上	300,000未満	100,000以上	200,000未満			
	C	100,000以上	250,000未満	20,000以上	100,000未満	250,000以上	300,000未満	
	D	20,000以上	100,000未満	3,000以上	20,000未満			
	E	20,000未満		20,000以上				40,000未満

管・電 気工事	A	20,000以上	20,000未満	
	B	20,000未満		20,000以上 40,000未満
	C	7,000未満		7,000以上 13,000未満

(注)

標準範囲当該等級の全部が入札に参加できる範囲

町内業者の下位特例範囲標準範囲以外に町内業者が入札に参加できる下位範囲

町内業者の上位特例範囲標準範囲以外に格付等級ごとの点数が50点以上の町内業者が入札に参加できる上位範囲